

令和5年度 第2回八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：令和6年2月6日（火） 午後2時00分から3時30分

場 所：八尾市立青少年センター 3階集会室

出席者：鶴 委員（会長）

前田委員（副会長）

青木委員

天野委員

宇野委員

遠藤委員

神原委員

木曾委員

須釜委員

竹川委員

寺島委員

西川委員

野口委員

野本委員

原 委員

南 委員

事務局（保育・こども園課）：久保、重尾、小山、河邑、大西

1. 開会

2. 審議

令和5年度までの総括について

（1）成果と課題について

会 長：議事進行についてはお手元配付の次第書に沿って進めさせていただきたいと思
います。それでは、次第2「審議」に入ります。令和5年度までの提言推進状況
の総括について、まず初めにこの間の「成果と課題」について事務局から説明お
願いします。

事 務 局：お手元配付の資料「提言推進状況管理表」をご参照ください。今回の審議会に先
立ち、提言が出された平成30年5月から6年間の総括をあらかじめ委員の方か
らご報告いただき、事務局にてとりまとめておりますので、その成果と課題につ
いて概要を報告させていただきます。最初に提言項目1. 本市の障がい児保育の
理念「インクルーシブ(育ちあう)保育」の創造についてです。仕組みづくりのポ
イント①にあるインクルーシブ保育の理念の浸透については各委員の方より成

果が報告されております。②の「方法論を創り上げることをめざす」においては方法論の検討や実践を積み上げる段階でまだまだ方法論の確立には至っておりません。次に提言項目2.「障がい児保育」のニーズに対応できる仕組みづくりについては、③④それぞれの仕組みづくりが進んだ状況です。まず③の「コーディネーターの導入」については平成31年4月公立認定こども園開設時に特別支援教育コーディネーター（以下、コーディネーター）を配置し、コーディネーター会議において公民で役割理解を深めたうえで令和4年度からは認可園全園にコーディネーター指名を完了しました。「対応力の向上を図る」点ではコーディネーターを中心に個別の計画作成と計画に基づいた支援に取り組まれています。④の各園の保育実践を支える「市関係機関での後方支援を強化する」においては、各関係機関の連携を高め、令和4年10月のこども総合支援センター「ほっぷ」開設を契機に多職種連携による園訪問が新たにスタートし、支援が必要な子どもたちの対応について助言を行うなど、支援を要する児童の早期把握等に取り組んでいます。続いて、提言項目3. 就学前の障がい児へ、総合的に切れ目なく社会資源を提供できる仕組みづくりについてです。⑤の「切れ目のない支援」については「ほっぷ」を中心に関係機関が緊密に連携し、子どもを中心に、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援が、就学期に向けて適切な時期に適切な内容が提供されるよう、社会資源開発やケース会議等の整理・発展を進めているところです。⑥の「調整会議」の導入については関係機関とともに設置し、対象児童の認定審査をするなど順調に機能できています。続いて、提言項目4. 保護者にとってわかりやすく明確な説明や適切なサービス案内ができる仕組みづくりについて、この項目の初期の目的の実現状況としては⑦で障がい児の保護者の就労状況に合わせた保育時間の提供が整理され、⑧で保育サポート対象児童の基準を明確にしたほか、⑨で保育サポートのみならず児童発達支援センターや児童デイ等の選択肢を保護者に提示できる仕組みが進んだと考えています。ただし、前回の審議会において保護者への周知がまだまだ不十分との課題をいただいています。最後に、提言項目5. インクルーシブ(育ちあう)保育実践を創り出すことができる仕組みづくりについては、⑩⑪で特別支援教育の理解や共通認識が進み、巡回指導やオンライン・座学の研修内容が充実してきました。今後はより実践的に園全体で取り組めるような研修内容へと更に高めていくことが課題であると思われます。

このように、提言項目1～5までふり返ってまいりましたが、全体としては各委員からの報告において仕組みづくりのポイントの中で成果報告とともに1－②、3－⑤、5－⑩、⑪においては課題が出されており、今後、力を入れていくべき内容と考えられます。以上で事務局からの報告を終わります。

会長：ありがとうございました。事務局より説明ありましたが、委員の皆様から補足あるいは質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

委員：この提言の議論が始まった平成 29 年より保育担当として携わらせていただき、今回これまでの総括ということで改めて提言書を読み直させていただきました。この提言は、公立認定こども園がオープンする 1 年前の平成 30 年 5 月に発表されました。それまでは公立幼稚園の就園相談や保育所の保育サポートがそれぞれに取り組みられていましたが、幼保連携型認定こども園の時代にどのように一元化していくかの整理に迫られた中で審議を行ってきたところです。そういった中、審議会として障がい児保育を根幹的にどう変えていくのかを、当時、堀会長、前田副会長、安藤先生、鶴先生にリードしていただきながら昭和 50 年の障がい児保育導入時に児童福祉審議会より提言いただいた以来の提言にしようということでもかなり熱心に審議いただき作り上げたものになります。その提言を見直すと、冒頭では世界のインクルーシブ社会醸成への潮流を踏まえインクルーシブ（育ちあう）保育を八尾市の理念とし、世代交代する中でも情熱や思いがしっかりと引き継がれていくような仕組みも組み込まれております。また、各園のキーマンとしてコーディネーター制度を導入すること等が組み込まれている中でこの 5 項目 11 個のポイントに取り組んできたことと先ほど事務局より総括として報告していただいたかと思ひます。その後、保育担当課長として実行していく際には私立保育連盟の園長先生方との議論を重ねご理解いただきながら導入を図ってまいりました。個人情報等の壁はあるが子どもを中心に置き、市と施設が情報を共有していける仕組みを作りましょうということで、この間後方支援の仕組みもかなり進化してきており、公民連携の仕組みで初期の目的はほぼ果たしてきているのではないかと思ひます。こういった中ではありますが、提言の最後に「提言しただけでは終わらない」「この審議会の中で審議を繰り返しながらより良く血肉を得た実践となるように」といったことも残されております。また、6 年経つと少し制度的に古くなってきた部分や市の環境が変化してきた部分もあるので、本日は皆さんと共に今の時代に更に必要なこと等を議論出来ればと思ひます。

会長：ありがとうございます。他に補足・質問ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会長：ないようですので、これまでの成果と課題についてのふり返りについてはこれで終了とし、この内容を踏まえて次の課題に入りたいと思ひます。

（2）今後について

会長：次第 2 の（2）「今後について」、意見交換してまいりたいと思ひます。先ほどの令和 5 年度までの総括において、八尾市全体の取り組みとして提言推進状況管理表中のそれぞれの仕組みづくりのポイントにおける現在の課題や今後における具体策の提案について発言していただければと思ひます。先ほど報告にあった通り、

1-②、3-⑤、5-⑩、⑪については委員より課題としてあげられておりますのでこの項目について特にご発言いただければと思います。

委員：1-①についてインクルーシブ保育の理念が浸透してきたと報告ありましたが、インクルーシブ保育の理念そのものが人によって異なる部分があるので、浸透してきたといった所をどう捉えるべきなのかといった点を1つ思いました。そこが上手くいっていないからこそ方法論の所で上手くいかないのではないかと考えられます。単純にインクルーシブ保育という言葉は八尾市において浸透していているとは思いますが、その言葉に対してどういったイメージを皆さんが持っているのか。特に現場レベルでの先生方がどのようなイメージを持って保育をされているのかということが、①の理念と②の方法論のところに関わってくるのではないかと感じました。

会長：私が講師をした公立認定こども園の研修において、インクルーシブ保育についての理解が個々にそれぞれだなと感じました。園長やコーディネーターはインクルーシブ保育についてある程度理解されていますが、それ以外の先生はインクルーシブ保育という言葉は知っていても、その意味までは理解出来ていないという印象を受けたのですが、その辺り公立園としてはどうでしょうか。

委員：インクルーシブ保育についての共通理解を持ったうえで、保育を取り組んでいく必要があると感じています。障がいのある児童も含めた集団作りを考えていかないといけないですが、理解不足の職員もいるかなと思っています。インクルーシブ保育の一人ひとりを大切にしたい保育を考えていくというところで、クラス全体で個々について理解しながら分け隔てなく育ちあって欲しいという思いの職員理解を進め、それを実践に活かしていくことを積み上げていかないといけないかなと思っています。

会長：ありがとうございます。私立園はどうでしょうか。

副会長：八尾私立保育連盟でコーディネーターのスキルアップを目指したコーディネーター研修を令和5年度は6回開催しました。その中で、現場の先生たちから他園の現場の声を聞きたいという意見があったので、2歳児から5歳児のクラス別で研修を行いました。園ごとのカラーや先生達のキャリアの違いもある中で、まずはコーディネーターのスキルアップをしていかないと中々トップダウンでインクルーシブ保育の理解は進んでいかないと感じました。インクルーシブ保育、共に育ちあうとはいうものの、現場は「共に」が一番難しく、一人ひとりを大切にすることが故に集団の中でどうクラス運営をしていけば良いのかという所にすごく戸惑っているというのが現場の先生の意見でした。現場が悩んでいるのはどこを中心に何を大切にしていけば良いのかという所なので、園長職等の管理職もしっかりと勉強していかないとトップダウンは中々難しいのかなと思います。「個を大事にするために集団を離れ別の所で過ごすことが良いのか」、「集団に無理やり入れないで保育をするのであれば一人だけ好きなことをして良いのか」、「周りの子ども達はその子をみながらどのようにフォローしていけば良いのか」というように疑問がたくさんあり、そういう事に気付いて色んな意見を現場の声として上げるということでやっとスタートラインにつきました。なので、私立園

としてはこれを機に色んな意見を拾いながら共通理解を進めていかないといけないなと思っています。たくさん私立園があり現場レベルでの意見の食い違いもある中で、共通理解を進めるのは改めて難しいと感じてはいますがそこから順番にやっていきたいなと思っています。

会長：ありがとうございます。私立幼稚園や幼稚園型認定こども園はどうでしょうか。

委員：副会長がおっしゃられた通りだと思います。障がいの状況や程度はお子さんによって様々です。その場その場で現場の先生は、職員間で話し合いながらどうすれば良いかを考えて対応しているような状態です。個々の状況に応じて対応が異なることが現場で一番の困りごとです。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：障がい児保育は精神障害と身体障害をまとめて指しているのでしょうか。

会長：精神障害と身体障害をまとめて障がい児保育としています。

委員：精神障害と身体障害をまとめて障がい児保育とするのであれば多様であると思います。医療的な側面からいいますと精神障害の方と身体障害の方とでは支援の仕方が全く異なるかと思えますし、物理的な部分でも支援の仕方が異なってくるかと思えます。それらを考えたうえで、インクルーシブな保育をするのは本当に大変だと思います。私も医療的ケア児や発達障がいのお子さんの診療をしている中で、医療的な観点から個々のお子さんに対してこうすればいいよといったことは保護者にお話させてもらいますが、保育の中での支援となると園の先生方は大変だろうなと思います。保育現場にもソフトやハードの問題等あるなかでどこまで園で対応出来るのかを知らずに、保護者に「この子に対してはこれが良いのではないか」といったことをお話ししていることはある意味無責任な部分もあるなと思います。やはりそれらを医療と保育で「擦り合わせる場」が必要ではないかと感じています。保護者が診察に来られた際、個々の問題を持ってこられますがそれをどういう状況でどういった形で対応されているのかを聞き取るころからになるので、医療としてもとても手間がかかってしまうところがあります。そのため理念を立ち上げて浸透させるなかで医療と保育の連携というのはすごく大事ななと思っております。「ほっぷ」にそれを相談させてもらったりもしますが、機能できるようなシステムがあれば良いなと思います。また、直接私がコーディネーターの先生とお話する機会は今まで数件しかなかったと思いますが、どのような役割を担っているのかなという疑問はあるので、もう少し医療と保育の距離感が縮まればありがたいなと思っております。

会長：ありがとうございます。実際、理念がどこまで浸透しているのかなという所はあるかと思えますので、1-①については引き続き進めていく形で良いのではないかと思います。個人的には、インクルーシブ保育の理念の共有を引き続き園内で進めていくのは必要ですが、八尾市内での共通理解といった点についても検討していくと良いのではないかと思います。今までいくつかご意見いただきましたが、1-①以外のポイントに関する今後の方向性や課題について追加すべきことなどありましたらお願いしたいと思っています。いかがでしょうか。

委員：皆さんのお話を聞かせていただきまして、なるほどなと思いました。私立園が今

まさにスタートラインに立ち、疑問を出し合っているということが非常に大事ななと思いました。うまくいかないことに気付いたうえでどう対応すれば良いのかを考えることが、インクルーシブ保育の実践に繋がっていくと思います。インクルーシブ保育そのものは、園の状況や環境などによって変わりうるものですし、皆さんおっしゃっていただいた通りお子さんの状況によっても変わりうるものだと思います。なので今年の形が来年他のクラスで出来るかといえばそうではないと思うので、各園が抱える疑問を出し合い実践を作っていく。その過程自体が非常に重要だとお聞かせいただき思いました。そういう意味でも、私も研修で「こういったことが大事ですよ」、「こうした方が良いです」など伝えますが、結局それを現場に置き換えた時にどうなるかというところに私はそこまで関与できず、現場での対応については皆さんにお任せといった形になってしまいます。なので、「こういう状況に対してこの様に検討し、今までやっていた方法を見直し、この様に変更していった」というプロセスを他の園にも共有していくことで、他園の考え直しや捉え直しのきっかけになることこそが大事で、トップダウンの研修というよりは実践レベルで積み上げていっていることを八尾市全体でシェアしながら皆さんで考えて行くような形というのがないと良いなという風に思いました。それと先ほどおっしゃっていた「擦り合わせる場」というのが現在あるのかどうか分かりません。「ほっぷ」が出来てそういった会議の開催や連携についてはしやすくなっているのかなと思うのですが、必要な場合に医療や福祉の関係者が集まり協議するようなことはされているのか。また、これから必要なのかどうかという点をお伺い出来たらと思いました。

会長：ありがとうございます。その点について如何でしょうか。

委員：「ほっぷ」の役割といたしまして、現在は園訪問をさせていただいております。園訪問する中で、インクルーシブ保育という言葉に迷っておられる現場の先生たちの姿を目の当たりにしている所です。そういった中、どうすれば対象児童がクラスで楽しく過ごせるのかというのを一緒に考えさせていただいていますが、そのためには「ほっぷ」の職員がインクルーシブ保育について理解して伝えていく懸け橋的な存在にならなければならないと日々思いながらご相談のついでに、また、医療との連携というのも最近すごく大事だと感じており、連携を図りたいと思うようなケースも度々ありますが、中々うまくまわっていないのが現状です。現在は医療型児童発達支援センター「いちょう」の管理医師と連携させていただき、必要であれば一緒に園訪問をさせていただきお子さんを見させていただくことはしています。今後、医療機関に通っている子どもさんについてはそのかかりつけ医の先生も含め保育においてどういった対応が良いのかを擦り合わせる作業をどうしていくかが課題と思いつつ、今実践をしている所です。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：インクルーシブ保育において就学前施設はもちろんですが、家庭も非常に重要だと思っています。園と家庭とが両輪で同じ方向を向き、園で受けた支援を家庭でも実践することが本当に大事だと思います。ただ、保護者によってはお子さんの

状況を認めたくないといったケースも多く、連携がうまくとれないこともあるので、就学前の親の障がい理解や受容がもう少し必要なのかなと思います。色々な相談を受けますが、就学前施設に在園されている方からの相談はありません。就学前に園の先生から発達障がいではとの話はあっても、今は勉強が出来ているから親が知らないふりをしていたら、いつの間にか子どもは追い込まれ結果として不登校になる。そうなる小学校の高学年や中学生以降のタイミングで相談を受けることが多いです。それからでは回復に時間がかかりますし、親も子も大変です。そうならないためにも、就学前の親の障がいに対する理解を深め、インクルーシブをもっと浸透させる何か良い手段はないかと感じました。

会長：ありがとうございます。

委員：おっしゃっていただきました通り、園は保護者にもお子さんの状況について早く気付いて欲しいという気持ちで対応しますが、それが行き過ぎるとうまくいかなかったり、信頼関係が築けなくなったりすることもあります。こういった中で、「ほっぷ」の役割の1つが親の代弁者だと思っているので、どういった所に視点をおいたうえで先生方に伝えればいいのかを考えながら対応しています。うまくいった事例として園訪問を機に保護者と繋がる事が出来、園と保護者と「ほっぷ」の3者でお子さんのことをお話する機会を設けることが出来ました。この様な形で徐々にでもそういった機会が増えれば、何か一翼を担っていけるのかなと思いつきながらお話を聞かせていただきました。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：冒頭に提言書の流れをお話いただき、すごくたくさんのお話を積み上げてこられたんだなと感じております。お話の中で積み上げてきたことに加えて今の時代に必要なことを考え足していくとおっしゃっていたので、過去を知つつ今の時代に必要なことを考えて行くべきだと思いますし、インクルーシブの考え方自体も変遷してきている中で、すごく重要な理念だと思います。かつてインクルーシブは障がいや疾患のある子どもに対してだけでなく、障がいのない子どもに対してもメリットがあるものだというのをよくいわれていたと思います。実際にそうだと思いますし、今は以前よりもインクルーシブ（育ちあう）保育が少数派のものではなく、むしろ気になる子ども達の幅がとても広がっているように感じます。子ども達が何らかの機能や発達を獲得したとか出来る事が出来ればもう安心と思われがちですが、よくよく考えてみるとずっとその傾向を引きずっているなと思います。例えば、「中学生や高校生で学校に行けなくなる」、「大学に入ってきてからしんどくなる」、「大学卒業後就労できない」というようにそういった子ども達の力あるいは生活力というのが気になる状況が広がってきているなと感じています。この会議体は未就学児のを中心に話し合うと思いますが、長い目で子ども達がどのように育っていくのか、その中で未就学の間はどういったことをしないといけないのかを考えてもらえたらと思います。この時期にはこんなインクルーシブ保育でこんな目標が必要で、小学校に入ればこうなるから年長・年中ではこうしておこうとか。中学や高校になれば支援を受けられる場が減ってきますし、高校生になればさらに支援の場や居場所や療育を受けられる所がな

くなってきました。この審議会にはたくさんの機関の方々が参加されているので、八尾市としてどの時期に何が出来ていて何が抜けているのかを時系列で整理し、それらを振り返ったうえで幼保の先生方が公私共に今できることを考えて行ってもらえたらなという風に思いました。

会長：ありがとうございます。長いスパンで子ども達のことを考えていくとのことですが、この辺りのことについてどうでしょうか。

委員：この議論を始めた時に、障がい児保育という言葉だけではなく特別支援教育の理念をしっかり踏まえましょうという話もありました。そういう意味でいうと、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、そこから就学期に繋ぎ、後に進路としてどういった働き方をするのかといった所までを見据えたうえで、再度就学前の教育・保育について考えましょうというのがこの議論の最初のスタートにはありました。先ほどおっしゃられた話でいいますと、「共に育つ」という考え方の中でユニバーサル保育について考えましょうというのがこの提言の冒頭に組み込まれていて、そこを再度大事にしながら作り上げた共通理念にしていかなければいけないのかなと思っております。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：長期的なスパンで考えて行くといった点、すごく大事なことだなと思います。最初の報告で1点気になったことが、入所希望者が低年齢化しているということです。今までであれば児童発達支援センターに通い、4、5歳になって幼稚園や保育園等に入園するというのが多くの障がいのあるお子さんにとっての主要なルートだったかもしれないですが、最近は先に保育園等に入園し、その中でお子さんの発達について気付いていくというようなことが多いと思います。その辺りについて、どのように市が調整されているのかなということをもう少しお聞きしたいなと思っています。

あと、長い目で見た時に非常に重要なのですが、例えば小学校で困らないために幼保でこうしておかなければならないといったように降りてくる課題が多いですが、私はそれが逆かなと思っております。どうしても障がいの話になると先生方や保護者がすごく焦るところがありますが、個人的には保育者と子どもの関係をしっかりと作ることから始まると思っております。そこがきちんと築けていけば、子どもが育って行く中で外に目が向いたり、人と関わろうという風になっていったりする。その積み上げの意識も大事だと思います。お子さんのためにはこうしておいた方が良いというものもあるとは思いますが、まずはここからが大事、ここが出来ていれば大丈夫といった安心感も大事なのかなと思いました。1個目の質問の、もともと3～5歳児さんが保育サポート対象だったかと思うのですが、その方々の入園の現状についてお聞かせいただきましたらと思います。

会長：低年齢化について。⑥のところですね。

委員：あとにこども総合支援課のフォローもいただければと思いますが、おっしゃるように0、1、2歳の段階で早期に入園されるお子さんが大変増えてきております。元々健診等を通じて母子保健の中で配慮の必要なお子さんを把握し、そこから発達の教室や他の色んなフォローを受ける中で療育施設を経由し、3歳児からの保

育サポート利用について考えるのが一般的なルートだったかなと思います。それが発達の差であるとか配慮の必要性が判断できない時期から保育所等に入園される方が増えてきていますので、施設としては在園後に園で発見された時に、市のフォローが必要ということでした。そこについては、庁内関係課で情報を共有した上で、一緒にお子さんへのフォローを考えて市からも後方支援する仕組みを作ろうということで、こども総合支援センター「ほっぷ」を中心に園訪問を実施して園の皆さんとお子さんの状態を共有し、必要であれば外の資源につないだり、保育サポートの対象に早めにしていくといったように、お子さんによって必要なフォローが何かを考えております。また、保育サポートについては、今まで年1回しか申請する時期がありませんでしたが、令和6年度より年度途中でも保育サポートを利用できるような対応をまさに今しようとしている所です。

委員：「ほっぷ」が園訪問をすることで、今までは困っていてもどこにもいえず園の中で悩みながら過ごされていた先生方から気軽に困っていることを相談いただく機会がすごく増えているなと思います。実際、色んな相談があるので園訪問に行っているメンバーは保育教諭や心理士、場合によっては医療型児童発達支援センターの力もお借りして作業療法士や言語聴覚士や医師の先生達にもご協力いただき、一緒に園の先生と話をすることで方向性を考えております。今、やっと1年が経過した所ですので、これからこども家庭センターになっていく中で、そこをどのように拡げていくのか。また、人材育成をどうしていくのかという所が今の課題になります。

会長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。表記の部分で、2-③について「コーディネーター（リーダー保育士）を導入し」とありますが、認定こども園がこれだけ増えているので、「（リーダー保育士）」ではなく「（リーダー職員）」と変更する、もしくはカッコの箇所を除くといった対応があっても良いかと個人的には思います。コーディネーターのことや医療的ケア児の支援のことについて何かご意見等ございますか。

私から医療型児童発達支援センター「いちょう」に2-④について質問ですが、小学生の保護者からの相談が多くなってきて教育機関との連携が必要と記載がありますが、具体的にどういう形で連携をされているのでしょうか。

委員：医療型児童発達支援センター「いちょう」には管理医師がいますので、小学生の保護者から相談があればまずは診察に来ていただき、必要があれば学校の方にその様子や必要な支援について医師から学校にお伝えさせてもらっています。また、教育センターでされている就学支援委員会の方に参加させていただき、そこでご意見させていただくといった連携は取っております。その他にも、学校側からの依頼で、食事に課題のあるお子さんで給食の場面を医師と言語聴覚士が訪問し、その様子を見て学校の先生方とカンファレンスするといったことも行いました。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。この辺りについては第1回目の審議会で議論したところかと思いますが、次に進ませて貰おうかと思いますが、3-⑤、3-⑥についても今議論が出たところかと思いますが、別途何かございますでしょうか。

委員：園によって状況が色々と異なる中で、他園がどう対応しているのかといったことはすごく気になると思いますし、その話を聞き自園ならこれが出来るといった事とかがあったりする。そういった、意見交換をしながらお互いの知識を高め合える場があれば良いなと思います。管理表1-②の令和5年度までの総括に「グループワークを通して支援方法を学びにつなげた（教育センター）」と記載がありますが、保育ではこういった場があるのでしょうか。去年の春に保育所からご依頼いただき、子どもの睡眠等についてお話させていただきました。その際、実施したグループワークについて、私的には好評いただいたかなと思っています。やはり、実際現場で悩んでいることをグループワークでみんなが持ち合いながら色々な話を聞けることはすごく良い機会になると思っていますが、中々自分達で集まってと言うのは難しいと思うので、そういう場を市等が主導して設けて貰えればと思います。私が今大阪府医師会の方で携わらせてもらっている、就学前児童に関する大阪市の健康管理委員会というのがありますが、そこでは色々な園が集まりテーマを決めて講演会やグループワークをしています。グループワークには医師も参加し日々の相談等をする機会を作ったりしています。こういったことをやっていただければどうかと思いますがどうですか。

会長：ありがとうございます。教育センターではいかがでしょうか。

委員：グループワークについてですが、教育センターが行っている特別支援教育・保育支援ゼミや所管は異なりますが一緒に担当させて貰っております特別支援教育・保育コーディネーター会議は、どちらについてもグループワークは行っております。やはり他園はどうしているのかといったことはすごく気になりますし、園に一人配置のコーディネーターにとっては多様な意見を聞ける場でもあるので、先ほどおっしゃられていたように研修の中にグループワークを取り入れることで「色々な意見を聞いて良かった」、「自分の引き出しが広がった」、「自分の考えが他の方と同じで安心した」といった声をたくさんいただいております。また、コーディネーター会議ではコーディネーターだけのグループワークもしておりますし、ゼミでしたら園代表の先生が出席して一緒にグループワークをしております。ゼミの中で事例を持ち寄って、会場でグループワークをする場合もありますし、保育を実際に見せてもらってからグループワークをする場合もあります。グループワークだけで終わるのではなく、他のグループの話を聞いたり、最後にまとめとして教育センターの幼児教育担当者から助言やアドバイスを行うといった形をとっております。

会長：ありがとうございます。大阪府下では私立園を対象に障がい児保育ゼミといったものがあります。申込が多いと抽選にはなりますが、八尾市内から2、3園ぐらい勉強に来られていました。なのでそういった機会がない訳ではないという事ですのでお見知りおきください。他にいかがでしょうか。

委員：教育センターが色々とされていることの対象は公立園がメインになりますか。私立園がそういったものにどれぐらい参加出来ているのか教えていただけたらと思います。

委員：公立園の特別支援教育・保育コーディネーター会議は2カ月に1回行っております。

すが、学期に1回の年間3回は私立園のコーディネーターの園代表9名の方にも参加してもらい一緒に事例検討を行っています。研修は公立や私立といった区別なく案内をしておりますので、希望のある方の日程等が合えば参加していただけるといった形を取っております。

会長：よろしいですか。では、4-⑦、4-⑧、4-⑨について、前回は周知については課題も挙げていただいたのですが、他にご意見等ございませんか。

委員：少し外れるかもしれませんが、中々保護者が一人で子どもの状況に気付くことは難しく、集団に入ってから運動会や参観の時に自分の子どもだけちょっと違うんじゃないかと初めて知る保護者が大半です。家にいる間は本当に親としてはマンツーマンで過ごしていても気付かないことが多いです。小さな時に気付けば気付けるほど良いという事がわかっているにもかかわらず、気付けない保護者への伝え方はとても難しいです。そんな中で、先ほど「ほっぷ」がおっしゃられた園訪問にはすごく期待をしております。やはり園訪問をしていただければ、中々気付けない保護者や保育教諭の先生方達の気付きに繋がったり、相談出来たり、新しい施設に繋がれたりということがすごくありがたいと思います。

また、個々の障がい特性への個別の理解があつての集団作りだと思うので、個別のことを理解していないのに集団参加といつても支援の必要のあるお子さんにとって皆と一緒にすることをするのは本当につらかったりする。それを強要されることでさらに悪い方向に行ってしまうお子さんもいると思います。なので個別の支援計画・指導計画を0歳児から5歳児までの縦のつながり、それこそ小・中・高もそうですが、切れ目なくその子に関わる方々に共有していける事が望ましいのですが、現状はつながっていないような気がします。担任が代わったり、進学する度に保護者が一から子どもの状況について説明しており、中々切れ目なく繋がっていない。一人の子に対しての一本の筋というものがない気がする中で、一つずつ繋がっていく事の大切さとか必要性をすごく感じています。

会長：ありがとうございます。他にご意見いかがでしょうか。

委員：入園、入学それぞれのタイミングで窓口が変わる。その都度また一からになってしまう。保護者に寄り添い、常に相談出来る人が誰かいれば良いなと思います。何か子どもに問題があった時どこかに相談に行くのにも勇気がある。もしかするとそこで子どもに障がいがあるとわかるかもしれない。それを知ってしまう怖さから中々初めの一歩が踏み出せないということは多いと思います。経験していくうちに少しずつ慣れては行きますが、子どもの障がいがあり他の子と違うとなってしまうらどうしようということが親の一番不安に思っていることです。そこを周りがどう支援してくれるか。様々なケースを踏まえて相談にのってくれる保護者支援が最も欠けている部分かなと感じます。保護者が自分の子の障がいについてうすうす気付きながらも知らないふりをする気持ちもわからなくはありません。やはり保護者としては気付きたくないし、普通であつて欲しいと思います。保護者の子どもの障がいへの理解は、子どもの成長に伴い段々乗り越えては行きますが、お子さんがまだ小さい間は保護者がとてもしんどい思いをされています。そこに寄り添い、相談や話を出来る保護者のことをいつも支えてくれる人が常に

傍にいてくれることが必要だと感じます。やっぱり保護者は孤独です。

会長：ありがとうございます。おそらくワンストップで長期間寄り添えるといった役目を果たしているのが「ほっぷ」なんだろうと思います。

委員：「ほっぷ」の園訪問では、先生方の相談や悩みを聞いていただいたり、配慮が必要な子どもへの接し方等のアドバイスをいただいたりしています。また、療育を利用している園児については、自園の先生と保護者と療育の先生の3者で話し合いの場を設け、今後に繋げて行こうといった動きになってきています。小学校についても、教育センターに配慮が必要な児童の入学予定の小学校を報告し、それを受けた小学校の先生が園児の状況を把握するため園を訪問されるといった動きになっております。最近になって色んな所と繋がってきているなど実感しております。

会長：ありがとうございます。みなさんの出していただいた意見について主な所をまとめて行きます。1-①では、インクルーシブ保育の理念について引き続き市内や園内でどう共通理解をしていくのかということが課題として挙げられました。それに関連して1-②、5-⑩、5-⑪の所で、色んな実践に関して対話や話し合い等、実践レベルでの積み重ねが大事だという意見がありました。研修に絡めると他園ではどうしているのかという所の共有ということで、ある意味実践の可視化がすごく大事になってくるのではないかと思います。それと切れ目のない支援でいうと個別の支援計画の大事さというものがありましたので、その充実も必要ではないかと思います。また、中学や高校やさらに先までを見通して一人の子どもの育ちをどう見ていくのかというのも重要な課題になっていくと思われました。最後に、関係機関との連携については、家庭や医療との連携・擦り合わせになります。これらを改めて課題として挙げていただければ良いのではないかと思います。簡単に総括させていただきましたが、何か補足ありますか。

委員：補足というよりも皆さんのお話を伺いまして、すごく八尾市は良いなと思われました。これが出来ていたら良いなと思うことが、しっかりと出来るようになってきていることに感動しました。今まで積み重ねてきたことが少しずつきちっと形になってきていると思いますし、皆で悩んでいくことで新しいものが生み出されていっているなと思います。あと、今ある物もやっぱりここは大事といった共有も出来ているのではないかと感じました。また、私立園の中でもそういった実践により近い形での研修や検討といった機会が現場の担任の先生や加配の先生レベルの所で出来ていることが良いなと思われました。あわせてインクルーシブ保育の理念についての理解の食い違いがあったとしても、ここは大事といったことが管理職やコーディネーターレベルでも共有されていくと軸がぶれずに現場の実践が培われていくのかなと思われました。

会長：ありがとうございます。何か補足等ありますか。

委員：医療的ケア児の保育においても、会議体を通して色んな部署が関連しながら力を出していこうとなっていてきております。実際に障がい児保育や医療的ケア児を受入れる保育園やこども園が経験を共有していこうといった形にもなっているため、今後その成果が見えてくるところなのかなと思っています。

会長：皆さま活発なご意見ありがとうございました。まだまだご意見あるかと思いますが、来年度の審議会で今回のご意見を踏まえたうえで、改めて障がい児保育の進むべき方向性を確認していきたいと思っております。その時、事前に皆さんにご意見お伺いしようかと思っておりますので、その際はご協力の程、よろしくお願いいたします。この件についてはこれで終了といたします。

3. 報告

医療的ケアについて

会長：事務局から「医療的ケア」の現状について報告を受けたいと思います。

事務局：医療的ケア児の保育受入れ状況の報告をさせていただきます。今年度は、従前から医療的ケア児の保育を実施しています公立園5園に加えて、私立園1園でモデル実施し、6園での受入れ体制をとりました。令和5年4月1日時点で在籍する医療的ケア児の人数は公立園で0名、モデル実施の私立園で1名、ただし、モデル実施の私立園にて在籍中に医療的ケア児になった児童が1名いますので、現在は2名です。令和6年度からは令和4年度に策定したガイドラインに基いた事業が本格始動することとなっており、私立園での受入れ園を更に1園拡大して公立園5園、私立園2園での受入れ体制となります。次に、今年度医療的ケア児として入園された児童の保護者の方への聞き取り内容や、受入れた園からの意見をいくつかご紹介いたします。まず、保護者が、認定こども園への入所にあたり困ったこととして、情報がほとんどなく自分で調べる必要があったことや、お子さんの状態をきちんと理解してもらうことが難しかったというご意見をいただきました。入所を検討する際に、どのような相談機関があればよいか、という点については、保護者が自ら調べなくてもすぐ手が届く情報がほしいということと、関係機関が情報を共有し、保護者が何度も同じ説明をしなくてもいいようにしてほしい、という意見がありました。入園してからは、看護師をはじめ、園の職員のきめ細やかな見守りの中で成長しており感謝の気持ちでいっぱいであること、その分、卒園まで同じ看護師が見てくれるか不安であることを挙げられました。次に、医療的ケア児を受入れた園への聞き取りでは、医療的ケア児が園でどのような生活を送っているかをお聞きしました。体調面や医療的ケアの配慮は必要だが、クラスで特別扱いや別行動は極力せずに、友だちと一緒に遊び、生活できるようにという考えで保育しているということでした。そうすることで、周りの子どもたちにとってもよい影響があり、自然に多様性を学ぶ機会になっているそうです。現在は看護師を2名配置し、2名の医療的ケア児の対応をいただいておりますが、安全な受入れのためには看護師の複数人配置に加えて、保育者も自分事として医療的ケア児の保育を考える必要があるというご意見をいただきました。ただし、看護師として経験する「命を扱う責任感」まで保育教諭が背負う必要はなく、それぞれの専門性の中で命を守るというスタンスで協力し合うことが大切であるということも合わせてお話くださいました。関係機関との連携も必須であり、多機関が関わって医療的ケア児の家族まるごとの支援をする場面もあるそうです。受入れから一年が過ぎようとしている今、思うこととして、日々の大変さはあり

ますが、医療的ケア児の保育受入れを考える際には、できない理由を探すのではなく、どんな保育ができるか、というように前向きにとらえてほしいと思っています。医療的ケアがあるということで「友だちと一緒に過ごす」という当たり前の生活が奪われるようなことがあってはならないという思いで、自分たちの取り組みがこれから多くの園に広がっていくことを望んでいる、とお話してくださいました。報告は以上です。

会長：ありがとうございます。この件につきまして何かご質問やご意見はございませんか。

委員：こども園等の情報が集めにくいといったご意見がありましたが、他市でも同じような意見がたくさんあります。実際、そういったことを今年度大阪府が設置した医療的ケア児支援センター等で情報集約出来ないかといったことが検討されております。大阪府においてはまだそこまで手がまわっておらず、各市町村において情報を集約しそれを大阪府が取りまとめるといったことが出来れば良いなといった議論はされているようです。なので市町村においてこども園等の情報を集約し、保護者がアクセスしやすい形を作ってもらえればと思っています。また、報告の中にありました看護師と保育教諭の専門性をどのようにすみ分けていくのか、どのように役割分担をしていくのかという所ですが、お互いの専門性を尊重しつつ互いの専門性・専門分野を知りダブルチェック出来るようになるのが理想かなと思っています。もう少し言葉を変えていうと、保育教諭にも少し医療的な部分について知ってもらい、子どもの状態を看護師と一緒に確認する。看護師にも保育教諭が大事にしている障がい児保育やインクルーシブ保育であるとかそもそも保育という概念を知ってもらう。こうしてお互いが何をどこまでやっていくのかを整理出来れば良いなと思っています。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：在園されている医療的ケア児はどんな疾患でどんなケアが必要なお子さんなのでしょうか。

事務局：一人は浣腸。もう一人は胃瘻になります。

委員：医療的ケアがどこまで必要かによって提供できる看護とか保育が変わってくるのではないかと思います。一律に受入れることはできるのでしょうか。

委員：医療的ケア児の受入れの前提としては、看護師がしっかり職員体制に組み込まれていることとしています。国制度の中には補助者としての医療的ケア児を受入れるための保育教諭も補助金メニューの中にございます。国の補助金で2人以上の医療的ケア児を受入れている場合は、2人看護師を配置することができることになっております。安全にお子さんを受入れ出来ることを前提にどこの園での受入れが可能かという視点でいうと、まずは保育・こども園課で私立園の中でも受入れの意向を持っている園に対し補助金でしっかりと後ろ盾をさせていただき、人の手立てが出来れば受入れるというのがあります。委員のおっしゃる通り、お子さまごとに医療的ケアの内容は異なりますし、園での受入れ可能な内容かどうかといった所もあるので、昨年度作成のガイドラインにおいて医療型児童発達支援センター「いちよう」の管理医師にまずは見ていただき、そもそも受入れが可能

かどうかを判断していただく。また、保護者さんと協議をしながら可能な範囲で集団の中で過ごし、医療的ケアが必要な時は個別場面を作るといったような形で手探りではありますが、実践を作りかけている所かなと思いますので、また色々ご助言いただきながら深めていけたらなと思います。

委員：ありがとうございます。私の今までの経験としても、医療的ケア児とそのご家庭が保育を受けたいという希望があつてからの体制づくりということが多かったので、最初に情報提供が出来るというのは難しく、受入れについては個々の状況次第なのかなと思いました。あと、感染症についても気になります。医療的ケア児が保育を受ける中で、集団に属するとやっぱり色々な感染症リスクがあるので、その辺りに対してどういった対応をするのかについても考える必要があると思っております。

会長：ありがとうございました。他にありませんか。なければ、本件についてはこれで終了します

4. その他

会長：その他として委員の皆様から何かございますでしょうか。ないようですので次に、事務局から何かありますか。

事務局：事務局から2点ございます。1点目でございます。今後の予定でございますが、令和6年度の審議会は2回の開催を予定しております。開催時期が決定しましたら、改めて日程調整いたしますので、委員の皆様さまにおかれましては、次年度の審議会について、引き続きご出席いただきますようお願いいたします。2点目でございます。本審議会の専門部会であります「医療的ケア児保育等検討部会」につきましては、令和6年度の開催を予定しております。こちらも詳細が決まり次第お知らせいたします。事務局からは以上でございます。

会長：ありがとうございました。それではその他についてはこれで終了します。

5. 閉会

会長：以上で本日の議題はすべて終了いたしました。長時間に渡り活発な議論をいただきありがとうございました。これもちまして令和5年度、第2回八尾市障害児保育審議会を閉会いたします。